

4. 違反の概要

- (1) 運賃料金変更事前届出違反 (道路運送法第9条の2第1項)
- (2) 営業区域外旅客運送 (道路運送法第20条)
- (3) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反 (道路運送法第27条第3項)
 - ①運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ②乗務の記録義務違反【記載事項の不備】
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
 - ③運行指示書の作成義務違反【記載事項の不備】
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
 - ④運行管理補助者の選任届出違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
- (4) 輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反 (道路運送法第29条の3)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：大崎、小松

TEL：022-791-7532